

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）西尾市長

郵便番号
 （申請者）住 所
 氏 名
 連 絡 先

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の内容

事業の区分	<input type="checkbox"/> 自主的転換（ <input type="checkbox"/> 配管あり） <input type="checkbox"/> 建替 <input type="checkbox"/> 増築		
補助対象浄化槽	名称	型式認定番号	人槽
撤去する単独処理浄化槽等	<input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽 <input type="checkbox"/> くみ取便槽 <input type="checkbox"/> なし		
補助事業の予定工期	年 月 日 ~		年 月 日
補助事業に要する費用	円（税抜）		
交付申請額	円		

2 添付書類（提出する書類に✓してください）

<input type="checkbox"/> 西尾市浄化槽転換設置整備事業計画書（別紙1）
<input type="checkbox"/> 設置工事見積書（別紙2）又はこれに代わるもの
<input type="checkbox"/> 配管工事見積書（別紙3）又はこれに代わるもの ※自主的転換のみ
<input type="checkbox"/> 撤去工事見積書（別紙4）又はこれに代わるもの
<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し
<input type="checkbox"/> 浄化槽設置届出書（県に提出後11日経過したもの）の写し又は建築確認済証の写し
<input type="checkbox"/> 浄化槽調書の写し（建築確認による場合）
<input type="checkbox"/> 設置場所の案内図
<input type="checkbox"/> 浄化槽の設置又は撤去位置並びに排水経路を示す図
<input type="checkbox"/> 人槽算定基準となる住宅等の見取図
<input type="checkbox"/> 登録証の写し
<input type="checkbox"/> 型式適合認定書別添仕様書及び図面
<input type="checkbox"/> 登録浄化槽管理票（C票）
<input type="checkbox"/> 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
<input type="checkbox"/> 浄化槽設備士免状又は小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
<input type="checkbox"/> 浄化槽工事業登録通知の写し又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
<input type="checkbox"/> 西尾市税を滞納していないことを証明する書類（直近1か月以内のもの）
<input type="checkbox"/> 写真（既存の単独処理浄化槽又はくみ取便槽の全景）
<input type="checkbox"/> 誓約書（別紙5）
<input type="checkbox"/> 住宅等の所有者の承諾書（別紙6、借家の場合）
<input type="checkbox"/> その他（ ）

西尾市浄化槽転換設置整備事業計画書

1 設置する浄化槽の内容等

申請者	氏名	住所
住宅等の所有者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他	
設置場所	西尾市	
浄化槽の名称	(人槽)	
浄化槽の分類	<input type="checkbox"/> 環境配慮型浄化槽 <input type="checkbox"/> 窒素・磷除去型浄化槽 <input type="checkbox"/> その他 (

2 工事施工業者

名称			
所在地			
浄化槽設備士			
工事等担当者		工事等担当者 連絡先	

3 資金計画表 (単位：円)

	種 別	予 算 額	備 考	
収入の部	補助額 (交付申請額)			
	内 訳	設置補助額		
		配管補助額 (上限額 30 万円)		
		撤去補助額		
	自己資金			
	計			
支出の部	設置費用一式		別紙2のとおり	
	配管費用一式		別紙3のとおり	
	撤去費用一式		別紙4のとおり	
	計			

設置工事見積書

年 月 日

様

所在地

名 称

連絡先

浄化槽の名称	
浄化槽の人槽	人槽

種 別	金 額 (円)	適 用
1 本 体 価 格		
2 工 事 費		
内 訳	(1) 土工事 (掘削・埋戻)	
	(2) 土留工事	
	(3) 基礎工事 (砕石・基礎コンクリート)	
	(4) 据付・水張り	
	(5) ブロワー工事	
	(6) その他工事 (水替等)	
3 諸 経 費		
小 計		
消 費 税		
合 計		

※ 排水管及び排水ますの設置費 (配管工事) は除く。

配管工事見積書

年 月 日

様

所在地

名 称

連絡先

種 別	金 額 (円)	適 用
1 材 料 費		
2 工 事 費		
内 訳	(1) 流入管工事	
	(2) 放流管工事	
	(3) 既設配管撤去	
3 廃棄処分費		
内 訳	(1) 不用部分の廃棄処分費	
	(2) その他 ()	
小 計		
消 費 税		
合 計		

※ 排水ますを含む。

撤去工事見積書

年 月 日

様

所在地

名 称

連絡先

<u>撤去対象物</u>	<input type="checkbox"/> くみ取便槽 _____ 基
	<input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽 _____ 基

※同じ種類の撤去対象物が2基以上ある場合は、まとめて見積りしてもよい。
 ただし、異なった種類の撤去対象物がある場合は、それぞれ見積書を作成すること。
 (例、くみ取便槽と単独処理浄化槽を撤去する場合は、それぞれ見積書の作成が必要。)

種 別	金 額 (円)	適 用
1 くみ取・清掃費		
2 撤去工事費		
内 訳		
(1) 撤去対象物の撤去費		
(2) 埋め戻し土砂費		
(3) その他 ()		
3 廃棄処分費		
内 訳		
(1) 不用部分の廃棄処分費		
(2) その他 ()		
小 計		
消 費 税		
合 計		

誓約書

年 月 日

(宛先) 西尾市長

住 所
氏 名
生年月日

私は、下記のいずれにも該当する者ではありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、下記に該当するかどうかの確認のため、西尾警察署長に照会がなされることに同意します。

記

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

承 諾 書

西尾市浄化槽転換設置整備事業実施者

上記の者が、西尾市浄化槽転換設置整備事業を行うことを承諾します。

なお、西尾市浄化槽転換設置整備事業に伴って生じる補助対象浄化槽の設置に要する費用及び私が所有する既設_____を撤去する費用は上記の者が負担し、補助金の交付は上記の者が受けることを承認します。

年 月 日

承諾人（住宅等の所有者）

住 所

名 前

連絡先

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

西尾市長



年 月 日付けで交付申請のありました西尾市浄化槽転換設置整備事業について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業及び内容は、年 月 日付け西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請書のとおりとします。
- 2 補助事業に要する費用及び補助額は、次のとおりとします。

	設 置	配 管	撤 去	計
補助事業に 要する費用	円	円	円	円
補 助 額	円	円	円	円

- 3 補助条件は、裏面記載のとおりとします。
- 4 3の内容に承認できない場合は、西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請取下申請書を提出すること。

補助の条件

1 補助事業について

- (1) 西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付要綱第9条第1項に基づく補助事業の変更の場合又は同条第2項に基づく補助事業を取り下げる場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、転換設置整備が完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出しなければならない。

2 補助事業で設置した浄化槽について

- (1) 補助事業で設置した浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条第1項に基づき、当該浄化槽の使用を開始してから3か月を経過した後、5か月以内に愛知県知事が指定した検査機関による検査（以下「法定検査」という。）を受検しなければならない。
- (2) 補助事業で設置した浄化槽は、法第11条第1項に基づき、年に1回の法定検査を受検し、異常が認められた場合は、ただちに必要な措置を講じなければならない。
- (3) 補助事業で設置した浄化槽は常に健全な維持管理を行い、法に基づく清掃及び保守点検を行わなければならない。
- (4) 補助事業で設置した浄化槽は、その交付確定が通知された日から、原則7年以上は使用しなければならない。

3 その他

市が必要に応じて実施する補助事業で設置した浄化槽の維持管理状況調査に協力しなければならない。

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金不交付通知書

第 号
年 月 日

様

西尾市長



年 月 日付けで交付申請のあった西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金については、西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により不交付とすることに決定したので通知します。

記

理由

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 西尾市長

郵便番号
(申請者) 住 所
氏 名
連 絡 先

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった西尾市浄化槽転換設置
整備事業補助金交付申請について、下記のとおり変更したいので関係書類を添えて申請しま
す。

記

1 補助事業の内容

交付決定年月日

交 付 番 号

2 補助金変更交付申請額

		設 置	配 管	撤 去	計
交付決 定額	補助事業に 要する費用	円	円	円	円
	補 助 額	円	円	円	円
変更申 請額	補助事業に 要する費用	円	円	円	円
	補 助 額	円	円	円	円

3 変更内容

変更前	変更後

4 添付書類（別紙1から別紙4、交付決定書の写し、その他根拠となる書類）

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請取下申請書

年 月 日

（宛先）西尾市長

郵便番号
（申請者）住 所

氏 名
連 絡 先

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった西尾市浄化槽転換設置
整備事業補助金交付申請について、下記のとおり取下げしたいので申請します。

記

1 補助事業の内容

交付決定年月日

交 付 番 号

交 付 決 定 額

	設 置	配 管	撤 去	計
補助事業に 要する費用	円	円	円	円
補 助 額	円	円	円	円

2 交付申請取下年月日

年 月 日

3 取下理由

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付変更承認書

第 号
年 月 日

様

西尾市長



年 月 日付けで申請のありました西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付変更承認申請について、下記のとおり変更することを承認したので通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業及び内容は、年 月 日付け西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付変更承認申請書のとおりとします。
- 2 補助事業に要する費用及び補助金の額は、次のとおりとします。

	設 置	配 管	撤 去	計
補 助 事 業 に要する費用	円	円	円	円
補助金の額	円	円	円	円

- 3 補助条件は、裏面記載のとおりとします。
- 4 3の内容に承認できない場合は、西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請取下申請書を提出すること。

補助の条件

1 補助事業について

- (1) 西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付要綱第9条第1項に基づく補助事業の変更の場合又は同条第2項に基づく補助事業を取り下げる場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、転換設置整備が完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出しなければならない。

2 補助事業で設置した浄化槽について

- (1) 補助事業で設置した浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条第1項に基づき、当該浄化槽の使用を開始してから3か月を経過した後、5か月以内に愛知県知事が指定した検査機関による検査（以下「法定検査」という。）を受検しなければならない。
- (2) 補助事業で設置した浄化槽は、法第11条第1項に基づき、年に1回の法定検査を受検し、異常が認められた場合は、ただちに必要な措置を講じなければならない。
- (3) 補助事業で設置した浄化槽は常に健全な維持管理を行い、法に基づく清掃及び保守点検を行わなければならない。
- (4) 補助事業で設置した浄化槽は、その交付確定が通知された日から、原則7年以上は使用しなければならない。

3 その他

市が必要に応じて実施する補助事業で設置した浄化槽の維持管理状況調査に協力しなければならない。

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請取下承認書

第 号
年 月 日

様

西尾市長



年 月 日付けで提出のありました西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請取下承認申請について、下記の交付決定の取消しを承認したので通知します。

記

1 交付決定を取り消す補助事業

- (1) 申請者の氏名
- (2) 申請者の住所
- (3) 交付申請年月日
- (4) 交付決定年月日
- (5) 交付番号
- (6) 交付決定額

2 交付決定取消額

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金地位承継承認申請書

年 月 日

（宛先）西尾市長

（申請者）郵便番号

住 所

氏 名

連 絡 先

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり地位の承継の承認を申請します。

記

- 1 交付決定番号
- 2 設置場所
- 3 補助事業者氏名
- 4 地位承継者氏名
- 5 補助事業者と承継者の続柄
- 6 地位の承継理由が発生した日

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金地位承継承認書

第 号
年 月 日

様

西尾市長



年 月 日付で提出された西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金の地位の承継申請については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 交付決定番号
- 2 設置場所
- 3 補助事業者氏名
- 4 地位承継者氏名
- 5 その他 地位承継者は3の補助事業者の交付決定内容を承継するものとする。

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）西尾市長

郵便番号
 （申請者） 住 所
 氏 名
 連 絡 先

年 月 日付け 第号により補助金交付の決定を受けた西尾市浄化槽転換設置整備事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の内容

事業の区分	<input type="checkbox"/> 自主的転換（ <input type="checkbox"/> 配管あり） <input type="checkbox"/> 建替 <input type="checkbox"/> 増築		
設置した対象浄化槽	名称	型式認定番号	人槽
撤去した単独処理浄化槽等	<input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽 <input type="checkbox"/> くみ取便槽 <input type="checkbox"/> なし		
補助事業の実施工期	年 月 日 ~		年 月 日
補助事業に要した費用	円（税抜）		
交付決定額	円		

2 添付書類（提出する書類に✓してください）

<input type="checkbox"/> 収支精算書（別紙7）
<input type="checkbox"/> 設置工事精算書（別紙8）又はこれに代わるもの
<input type="checkbox"/> 配管工事精算書（別紙9）又はこれに代わるもの ※自主転換のみ
<input type="checkbox"/> 撤去工事精算書（別紙10）又はこれに代わるもの
<input type="checkbox"/> 領収書の写し（原本証明をしたもの）
<input type="checkbox"/> 工事チェックリスト（別紙11）
<input type="checkbox"/> 浄化槽法定検査依頼書（第7条及び第11条）の副本
<input type="checkbox"/> 浄化槽法定検査契約書の写し
<input type="checkbox"/> 浄化槽維持管理（保守点検及び清掃）契約書の写し
<input type="checkbox"/> 工事完了後の浄化槽の設置又は撤去位置並びに排水経路を示す図
工事写真
<input type="checkbox"/> 設置（補助対象浄化槽の着工前、工事中及び工事完了）
<input type="checkbox"/> 配管（新設配管の着工前、工事中及び工事完了 / 既設配管の撤去前及び撤去完了）
<input type="checkbox"/> 撤去（単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去完了）
<input type="checkbox"/> 浄化槽使用廃止届出書の写し（単独処理浄化槽を撤去した場合）
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票（E票）の写し（単独浄化槽等又は既設配管を撤去した場合）
<input type="checkbox"/> 浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
<input type="checkbox"/> 西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請に関する変更報告書（別紙12）及びその変更に関する書類（承認申請を伴う変更以外で交付申請の内容に変更があった場合）
<input type="checkbox"/> その他（ ）

収支精算書

1 収入の部 (単位:円)

種 別	予 算 額	精 算 額	備 考
補助額 (申請額)			
内 訳			
設置補助額			収入見込
配管補助額 (上限額 30 万円)			収入見込
撤去補助額			収入見込
自 己 資 金			
計			

2 支出の部 (単位:円)

	予 算 額	精 算 額	備 考
設置費用一式			別紙8のとおり
配管費用一式			別紙9のとおり
撤去費用一式			別紙10のとおり
計			

設置工事精算書

浄化槽の名称	
浄化槽の人槽	人槽

設置費用 _____ 円

種 別	予算額 (円)	精算額 (円)	適 用
1 本 体 価 格			
2 工 事 費			
内 訳	(1) 土工事 (掘削・埋戻)		
	(2) 土留工事		
	(3) 基礎工事 (砕石・基礎コンクリート)		
	(4) 据付・水張り		
	(5) ブロワー工事		
	(6) その他工事 (水替等)		
3 諸 経 費			
小 計			
消 費 税			
合 計			

※ 排水管及び排水ますの設置費用 (配管工事) は除く。

配管工事精算書

配管費用 円

種 別	予算額 (円)	精算額 (円)	適 用
1 材 料 費			
2 工 事 費			
内 訳	(1) 流入管工事		
	(2) 放流管工事		
	(3) 既設配管撤去		
3 廃棄処分費			
内 訳	(1) 不用部分の廃棄処分費		
	(2) その他 ()		
小 計			
消 費 税			
合 計			

※ 排水ますを含む。

撤去工事精算書

<u>撤去対象物</u>	<input type="checkbox"/> <u>くみ取便槽</u> <u>基</u>
	<input type="checkbox"/> <u>単独処理浄化槽</u> <u>基</u>

※同じ種類の撤去対象物が2基以上ある場合は、まとめ記入してもよい。

ただし、異なった種類の撤去対象物がある場合は、それぞれ収支精算書を作成すること。
(例、くみ取便槽と単独処理浄化槽の撤去の場合は、それぞれ収支精算書の作成が必要。)

撤去費用 円

種	別	予算額 (円)	精算額 (円)	適 用
1	くみ取・清掃費			
2	撤去工事費			/
内 訳	(1) 撤去対象物の撤去費			
	(2) 埋め戻し土砂費			
	(3) その他 ()			
3	廃棄処分費			/
内 訳	(1) 不用部分の廃棄処分費			
	(2) その他 ()			
小 計				/
消費税				/
合 計				/

※ 既設排水管及び排水ますの撤去費（配管費）は除く。

工事チェックリスト

検 査 項 目	チェックのポイント	✓ 欄
1 流入・放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4 ますの位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切なますが設置されているか。	
5 流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いきい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが設置されていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気性ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材の変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は、傾いていないか。	
13 ポンプ設備(流入及び放流ポンプ)の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14 ブローアの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
15 その他		
上記のとおり確認したことを証します。		
年 月 日	担当浄化槽設備士氏名	
	(浄化槽設備士免許状の交付番号)

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請に関する変更報告書

年 月 日

(宛先) 西尾市長

(届出者) 住 所

氏 名

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請にあたり、下記事項を変更します。

記

設置場所住所	新	西尾市	
	旧	西尾市	
浄化槽工事業者の所在地・名称	新	所在地	
		名称	
	旧	所在地	
		名称	
浄化槽設備士の氏名	新		
	旧		
浄化槽の名称	新		
	旧		
浄化槽の型式認定番号及び年月日	新	型式認定番号	
		年 月 日	
	旧	型式認定番号	
		年 月 日	
その他の ()	新		
	旧		

※補助要件を満たし交付決定額に変更が生じない場合に限る。

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

西尾市長



年 月 日付けで実績報告のあった西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 確定金額 金 円
- 3 補助の条件は、裏面記載のとおりとします。

補助の条件

1 補助事業で設置した浄化槽について

- (1) 補助事業で設置した補助対象浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条に基づき、当該補助対象浄化槽の使用を開始してから3か月を経過した後、5か月以内に愛知県知事が指定した検査機関による検査（以下「法定検査」という。）を受検しなければならない。
- (2) 補助事業で設置した補助対象浄化槽は、法第11条に基づき、年に1回の法定検査を受検し、異常が認められた場合は、ただちに必要な措置を講じなければならない。
- (3) 補助事業で設置した補助対象浄化槽は、常に健全な維持管理を行い、法に基づく清掃及び保守点検を行わなければならない。
- (4) 補助事業で設置した補助対象浄化槽は、交付確定が通知された日から、原則7年以上は使用しなければならない。

2 その他

市が必要に応じて実施する補助事業で設置した浄化槽の維持管理状況調査に協力しなければならない。